

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案
p. 381	第1節 火災対策計画 第1 火災予防 <u>2 消防力の整備強化</u> （1）消防組織の整備 常備消防は、日高市、飯能市、所沢市、狭山市及び入間市の5市を構成市とする埼玉西部消防組合が設立され、広域化が図られた。消防組合の組織は、<u>消防本部（消防局）</u>のほか、5つの消防署と14の消防分署で構成され、本市には、飯能日高消防署日高分署及び高萩分署が配置され、火災の予防・警戒・鎮圧等地域の消防業務に当たっている。 また、非常備消防としては消防団があり、消防団本部と6分団（団員定数161名）で構成されている。消防団は、火災発生等の際に地域の防火活動の中核として初期消火や避難誘導などに当たるほか、常備消防と一体となって消防活動を実施するなど、地域防災のリーダーとして重要な役割を担っている。	第1節 火災対策計画 第1 火災予防 <u>2 消防力の整備強化</u> （1）消防組織の整備 常備消防は、日高市、飯能市、所沢市、狭山市及び入間市の5市を構成市とする埼玉西部消防組合が設立され、広域化が図られた。消防組合の組織は、消防局のほか、5つの消防署と14の消防分署で構成され、本市には、飯能日高消防署日高分署及び高萩分署が配置され、火災の予防・警戒・鎮圧等地域の消防業務に当たっている。 また、非常備消防としては消防団があり、消防団本部と6分団（団員定数161名）で構成されている。消防団は、火災発生等の際に地域の防火活動の中核として初期消火や避難誘導などに当たるほか、常備消防と一体となって消防活動を実施するなど、地域防災のリーダーとして重要な役割を担っている。
p. 384	第2 林野火災予防 【警察本部、危機管理課（総括班）、<u>消防局</u>、自衛隊】 <u>2 実施計画</u> （1）市 イ 迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え ① 情報の収集・連絡関係 a 情報の収集・連絡体制の整備 市は、国、県、関係市町村、警察、<u>消防局</u>、自衛隊、林業関係団体等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。 また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビシステム等の画像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡システムの一層の強化を図る。	第2 林野火災予防 【警察本部、危機管理課（総括班）、<u>消防組合</u>、自衛隊】 <u>2 実施計画</u> （1）市 イ 迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え ① 情報の収集・連絡関係 a 情報の収集・連絡体制の整備 市は、国、県、関係市町村、警察、<u>消防組合</u>、自衛隊、林業関係団体等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。 また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビ<u>映像伝送</u>システム等の画像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡システムの一層の強化を図る。
p. 388	第3 林野火災対策 【警察本部、総括班（危機管理課）、<u>消防局</u>、自衛隊】 <u>4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</u> （1）緊急輸送活動 【輸送班（管財課）、<u>建築班（都市計画課）</u>】 市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。 <u>7 被災者等への的確な情報伝達活動</u> （1）被災者等への情報伝達活動 【広報班（市政情報課）、<u>消防局</u>】 市及び<u>消防局</u>は、林野火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。 また、情報提供に当たっては、掲示板、<u>広報誌</u>、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行くとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。	第3 林野火災対策 【警察本部、総括班（危機管理課）、<u>消防組合</u>、自衛隊】 <u>4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</u> （1）緊急輸送活動 【輸送班（管財課）、<u>応急復旧班（市街地整備課）</u>】 市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。 <u>7 被災者等への的確な情報伝達活動</u> （1）被災者等への情報伝達活動 【広報班（市政情報課）、<u>消防組合</u>】 市及び<u>消防組合</u>は、林野火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。 また、情報提供に当たっては、掲示板、<u>広報紙</u>、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行くとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。
p. 390	第2節 危険物等災害対策計画 第1 危険物等災害予防 【警察本部、<u>消防局</u>】 <u>2 危険物</u> 【<u>消防局</u>、施設管理者】 （2）予防対策 <u>消防局</u>は、危険物貯蔵所等（資料編参照）に対し、次により消防法<u>の規定</u>に基づく指導等を実施する。 <u>3 高圧ガス</u> 【<u>消防局</u>、施設管理者】 （2）予防対策 ア 高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう<u>検査又は基準適合命令を行い</u>、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。	第2節 危険物等災害対策計画 第1 危険物等災害予防 【警察本部、<u>消防組合</u>】 <u>2 危険物</u> 【<u>消防組合</u>、施設管理者】 （2）予防対策 <u>消防組合</u>は、危険物貯蔵所等（資料編参照）に対し、次により消防法に基づく指導等を実施する。 <u>3 高圧ガス</u> 【<u>消防組合</u>、施設管理者】 （2）予防対策 ア 高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう<u>検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで</u>、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。
p. 391	イ 経済産業大臣、警察及び<u>消防局</u>との必要な情報交換等密接な連携のもとに、防災上の指導を行う。 ウ 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した<u>事故情報を配布するなど防災上の指導を行う。</u>	イ 経済産業大臣、警察及び<u>消防組合</u>との必要な情報交換等密接な連携の下に、防災上の指導を行う。 ウ 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催す

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案
p. 392	エ 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。 4 銃砲・火薬類 【警察、消防局】 （2）予防対策 ア 猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い災害を防止し、公共の安全の確保を図る。 イ 経済産業大臣、警察及び消防局と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。 ウ 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故例の配布を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導にあたる。	るとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故事例を配布し、防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。 エ 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。 4 銃砲・火薬類 【警察、消防組合】 （2）予防対策 ア 猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害を防止し、公共の安全を確保する。 イ 経済産業大臣、警察及び消防組合と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力の下に防災上の指導を行う。 ウ 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故事例を配布し、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。
p. 392	第3 高圧ガス災害応急対策計画 【警察、消防局、施設管理者】 1 活動方針 高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害が発生する可能性が高い。 施設管理者は、市民の安全を確保する等、必要な措置を講ずるとともに、消防局及び警察等に通報する。通報を受けた消防局等は、関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講ずる。 2 応急措置 （1）高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年3月17日決裁）」に基づき、応急措置を実施する。 （2）施設管理者等は、現場の消防及び警備責任者等と連携し、次の措置を講ずる。	第3 高圧ガス災害応急対策計画 【警察、消防組合、施設管理者】 1 活動方針 高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、作業を速やかに中止する。 あわせて、施設管理者は、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため回避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに消防組合及び警察等に通報する。通報を受けた消防組合等は、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講ずる。 2 応急措置 （1）高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、警察、消防、防災事業所その他の関連機関と協力して応急措置を実施する。 （2）施設管理者等は、現場の消防及び警備責任者等と連携し、速やかに次の措置を講ずる。
p. 393	第4 火薬類災害応急対策計画 【県、警察、消防局、施設管理者】 1 活動方針 火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者に応急の措置を講ぜしめるとともに、すみやかに警察官、消防吏員、消防団員等のうち最寄りの者に届け出ることとし、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。 2 応急措置 施設の管理者等は、現場の消防及び警備責任者等と連絡して、速やかに次の措置を講ずる。 。 （1）保管又は貯蔵する火薬類について、安全な場所に移す余裕がある場合は速やかな搬送を実施した後、監視担当者を配置して関係者以外を立入禁止にする。 第5 毒物・劇物災害応急対策計画 【県、警察、施設管理者】 1 活動方針 毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を保健所、警察又は消防局に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。 また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。 なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急	第4 火薬類災害応急対策計画 【県、警察、消防組合、施設管理者】 1 活動方針 火薬類取締法により規制を受ける火薬類施設に火災が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的大災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずる。 2 応急措置 施設の管理者等は、現場の消防及び警備責任者等と連絡を密にして、速やかに次の措置を講ずる。 （1）保管又は貯蔵する火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合は速やかな搬送を実施した後、監視担当者を配置して関係者以外を立入禁止にする。 第5 毒物・劇物災害応急対策計画 【県、警察、施設管理者】 1 活動方針 毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を保健所、警察又は消防組合に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。 また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。 なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の要請による緊急消防援助隊の特殊災害中隊（毒劇物等対応小隊）により、応急措置を講ずる。

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
	消防援助隊の <u>特殊災害部隊（毒劇物対応隊）</u> により、応急措置を講ずる。	
p. 396	第 3 節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画	第 3 節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画
	【警察、 <u>消防局</u> 、原子力事業者等、道路管理者】	【警察、 <u>消防組合</u> 、原子力事業者等、道路管理者】
	第 3 応急・復旧対策	第 3 応急・復旧対策
	<u>2 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策</u>	<u>2 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策</u>
p. 403	（6）退避・避難収容活動など 【総括班（危機管理課）】	（6）退避・避難収容活動など 【総括班（危機管理課）】
	ア 退避・避難等の基本方針	ア 退避・避難等の基本方針
	原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等、国から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、市は、「屋内退避」又は「避難」の <u>勧告又は</u> 指示の措置を講ずる。	原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等、国から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、市は、「屋内退避」又は「避難」の指示の措置を講ずる。
p. 405	カ 市民への的確な情報伝達活動	カ 市民への的確な情報伝達活動
	① 周辺住民への情報伝達活動	① 周辺住民への情報伝達活動
	市、県及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。	市、県及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。
	また、情報提供に当たっては、掲示板、 <u>広報誌</u> 、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。	また、情報提供に当たっては、掲示板、 <u>広報紙</u> 、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。
p. 410	第 4 節 鉄道事故・施設災害対策計画	第 4 節 鉄道事故・施設災害対策計画
	【警察本部、危機管理課（総括班）、 <u>交通政策課（情報班）</u> 、 <u>消防局</u> 、東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社・八王子支社、西武鉄道株式会社】	【警察本部、危機管理課（総括班）、 <u>消防組合</u> 、東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社・八王子支社、西武鉄道株式会社】
p. 411	第 3 鉄道事故対策計画	第 3 鉄道事故対策計画
	<u>4 応急措置</u> 【警察本部、総括班（危機管理課）、消防組合、鉄道事業者】	<u>4 応急措置</u> 【警察本部、総括班（危機管理課）、消防組合、鉄道事業者】
	鉄道事故発生時の応急措置は、「第 2 編 震災対策編―第 1 章」及び「第 3 編 風水害対策編―第 1 章」の各項に定める応急対策を準用するが、特に次に掲げる項目について万全を期する。	鉄道事故発生時の応急措置は、「第 2 編 震災対策編―第 1 章」及び「第 3 編 風水害対策編―第 1 章」の各項に定める応急対策を準用するが、特に次に掲げる項目について万全を期する。
	（1）情報収集	（1）情報収集
	市は、市域内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて <u>県消防防災課</u> に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市がすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。	市は、市域内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて <u>県</u> に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市がすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。
p. 413	第 5 節 航空機事故対策計画	第 5 節 航空機事故対策計画
	第 3 応急措置	第 3 応急措置
	<u>2 避難誘導</u>	<u>2 避難誘導</u>
	航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は「第 2 編 震災対策編―第 1 章―第 9 節 避難対策（149ページ）」を準用し、避難の <u>勧告又は</u> 指示を行う。	航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は「第 2 編 震災対策編―第 1 章―第 9 節 避難対策（149ページ）」を準用し、避難の指示を行う。
p. 415	第 6 節 文化財災害対策計画	第 6 節 文化財災害対策計画
	（略）	（略）